

※議題1、議題2及び議題3は一括して審議

1 こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

【提 案】 子ども未来部

【結 果】 承認

【質疑等】

2 宝塚市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 子ども未来部

【結 果】 承認

【質疑等】

3 宝塚市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

【提 案】 子ども未来部

【結 果】 承認

【質疑等】

・ 今回の改正に伴い、現場で実施しないといけないこと、新たな予算が必要になるものはあるか。

⇒ 現場に直接影響があるのは安全計画の策定、感染症等に対する研修や訓練の実施、業務継続計画の策定がある。それぞれの担当課を中心に、既に計画案を策定する準備に入っている。作成後、必要に応じて私立にも情報提供する。一部努力義務となっているが、極力実施していく方向で考えていきたい。

・ 異なる法令改正に伴って、条例改正を2回実施する形になっている。こういう改正方法もあると思うが、この条例の整理の仕方だと分かりにくいという意見があって、複数の改正根拠を持っている条例については、単独で改正していたはず。根拠が複数あり、同じ条例が根拠毎に異なる条例で改正される方法はあまり見ないやり方であり、改正方法に関して、どのような検討があったのか。

⇒ 条例毎で改正するのがわかりやすいと思うが、今回は7つの条例に対して改正する必要があった。また、大きな改正内容として、子ども家庭庁設置に関する改正がありこの法令改正に関する部分だけの条例改正もあった。そのため、子ども家庭庁設置に関する内容で、まとめていく方がわかりやすいと考え、法制担当とも相談し、この方式とした。

4 宝塚市パチンコ店等及びラブホテルの建築の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定

【提 案】 環境部

【結 果】 承認

【質疑等】 なし

5 令和4年度事業検証結果等について

【提 案】 企画経営部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ コミュニティFMに関する部分で「転換」という表現が出てきており、より効率的なメディアへの転換と示されている。この転換の意味は、あくまで運営事業者をどうするかでなく、現状のラジオ主体とした運営から違うメディアへ転換していくことを指しているのか。
 - ⇒ どのようなことができるかは、今後事業者と話していく必要があるが、例えばYouTubeでの配信を実施しているが、視聴者数が少ないため視聴者数の増加に向けた改良やスタジオをあの規模でやっているが、スタジオ自身をどうしていくのかということも含めて、事業者と話をしていく予定としている。既に企業努力もされている部分もあり、防災ラジオや様々な内容を新聞折り込み等でPRをしている。事業者の収益形態もみながら話し合っていきたいと考えている。
- ・ ファミリーサポートセンターに関する部分でも転換の表現が出てくる。これは、民間事業者等への移行に転換と示されている。現状のセンター方式から民間事業者へ可能であれば変えていくという認識で合っているか。
 - ⇒ その認識で間違いない。
- ・ ファミリーサポートセンター事業は、収益確保が難しいため、市民力を活用しながら、必要最小限のコストで持続的に運営していく事業であると認識している。現状の方法でなく、民間事業者へ移行していくのは更にコストがかかることが想定される。費用がかげられないため、ファミリーサポートセンターのような仕組が生まれてきたと理解しており、それを民間事業者へ移行するのは、後退しているように見受けられる。それに対する意見について教えてほしい。
 - ⇒ 現状、保健福祉サービス公社に委託しており、提供側と利用側をマッチングする役割に対して委託料を支払って実施している。マッチングのみであるため、民間やNPOでも可能と認識している。そうした中で如何に効率的にやるかというところに焦点を絞った結果、転換という表現としている。
- ・ 今よりも効率的にできる可能性があるということか。
 - ⇒ 民間で実施した場合、現状ほどの費用をかけずにできる可能性もある。
- ・ それを踏まえた意見として、これまで3年程度の時間をかけてやってきた事業の結果が

転換となると、元々上乗せ横出し事業は、現状よりも効率的に運用するため、民間で実施することができないか、また市民力を活用した方向に進めることはできないか等を各部で検討した結果、難しいと判断した事業が上乗せ横出し事業になっていると認識している。その上乗せ横出し事業について、最終的にどうすべきかを議論するのが、この事業検証であると考えている。ただ、検証した結果が転換となると始まりに戻る印象を受ける。今後の手法として、検討する前に徹底的に転換の可能性を模索して、どうしても転換ができないと判断した事業を対象にしていかなないと検証が終わらない懸念がある。民間での実施の可能性を初めに考えておく必要があるのではないかと感じた。

⇒ 検証結果の方向性が拡充、従来通り、縮小、廃止のどれに該当するかに焦点があたっていたため転換を追加した。事業同士の統合等を進めていき、効率化を図っていくことも転換である。そういうことを進めてほしいと考えていたが、上乗せ横出し事業に関しては、止めるか続けるかの選択肢しかない状況となってしまう点が気になっていた。転換という形でよりよい方向に変えたときに自ずと削減される部分も出てくるのではないかと考えている。今までは、転換も廃止に入れていたのではないかなと思う。転換を入れることによって、柔軟に様々なことが考えられたらという思いもあって転換を加えている。事業検証に限らず事業を見直し、新たな事業に変えていくときに、古いものを再度見直して、転換という形で新規事業を組んでいく考え方もいいと考える。

6 宝塚市営霊園事業計画書の改定について

【提 案】 環境部

【結 果】 承認

【質疑等】

- ・ すみれ墓苑の関係で、シカやイノシシ等の対策が必要だと聞いていたが、記載していない理由について教えてほしい。
 - ⇒ 長尾山霊園は、実際にカラスやイノシシが様々なものを壊したりしているが、すみれ墓苑については、樹木葬式のガーデニング型を設置予定であり、極力そのような被害が発生しないように取り組みたいと考えている。実際に被害が出れば対策を実施していく予定としているが、予め記載するのはどうかと考え記載はしていない。
- ・ 平成 29 年に資金計画が作られたときに、長尾山霊園の再貸出しに対し、伊丹市の方から貸出の要望があると聞いていた。すみれ墓苑は他市の方でも借りることが可能であり、実際に隣接市の市民の方から借りたいとの要望はあるのか。長尾山霊園については、以前は貸出を希望される方もいたが、これから他市の人にも貸し出しができるようになる。今まで以上に広告に関して力を入れていくことを検討しているのか。
 - ⇒ 西宮市の北部地域の方からは、長尾山霊園が近いので、貸出してもらえないかとの要望を受けており、一定需要があるのではないかと考えている。市外への広告は、以前は他市の広報にチラシを折り込んだりしていたが、現在はすみれ墓苑と長尾山霊園を

一つとしたパンフレットを作成しており、このチラシを配布している。現状のパンフレットは、長尾山は市内の方しか貸出できないと記載しているが、内容を修正し来年度以降は一体でPRしていくことを考えている。

- ・ 大規模修繕は事業計画の中に含んでいるということだが、長尾山霊園にしても霊園内の階段や道路に傷みが出てきている状況なので、今後状況に応じて反映していく必要がある。面積が大きい分、額が大きくなるため、事前にある程度想定していた方がいい。平成 29 年の資金計画を作成した際に、修繕計画を作って着実に実施してほしいとの要望も受けていたので、準備しておくべきと考える。合葬墓にしても市外の方に向けた広報を行った際に、貸出を市内限定としていたが、猪名川や三田の方も見に来る方がいたので、そちらの地域にも広報すれば一定効果が出ると思うので検討してほしい。

⇒ 長尾山霊園については、階段や道路のほか事務所も老朽化しているため、今後も運営の中で上振れする収入があれば、その資金も活用しながら対応していきたい。

- ・ 従来型の一般的な墓とは別に、合葬墓等の新たな形態に対応していく必要はあると感じている。墓地事業者から聞いた話によると、最近のニーズとして、墓地は作るが未来永劫、墓地としてあり続けることが負担だと考えている人が多い。そうしたニーズに応えるため、民間の墓地では 30 年、40 年などの期間限定とし、面倒をみる人がいなくなったら、隣の合葬墓に移すといった形式も提供している。永続的な墓地とは違う形のニーズに対応するため、有期型の貸出形態があってもいいと考える。

⇒ 有期型の貸出は、これからのニーズに適しており、導入を検討しないといけないと感じていた。そのため、先行的に新規で設置する樹木葬の中で、小型ツリー型とガーデニング型については、有期型の 20 年貸出を想定しており、20 年を過ぎたら共同の埋葬型の墓地へ移行する形式を導入予定としている。墓地を管理する人が居なくなった場合も、共同の埋葬型へ移行し、みんなで管理していく運用となっている。今後も新たな要望やニーズを把握しながら方針を決めていきたいと考える。

- ・ 令和 7 年に向けて西山霊園の貸出単価の検討はどうなっているのか。

⇒ 貸出に向け、利用者用の駐車場がないので整備し、令和 7 年度からの貸出開始に向けた準備を進めていく。貸出単価についても開始するまでの期間で考えていきたい。

- ・ 一般会計からの繰入対象は用地費及び進入道路工事相当額の一部並びに利息相当額の一部とされているが、赤字になった際には繰入せざるを得ないと考えており、そのことを踏まえたルールを定める必要があるのではないか。

⇒ 平成 29 年に計画を作ったときに、赤字補填でなくお墓を作った際に掛かる費用だけを一般会計からの繰入対象とするよう取り決めており、現状もその運用を継続している。

- ・ 赤字となった場合、繰入対象を限定していることにより、一般会計から繰出せないとしてしまうと、特別会計の赤字が蓄積されていくことになるため、改めて財政部局との整理が必要ではないか。

⇒ 平成 29 年に資金計画を作ったときは、他市の事例を踏まえ、現状の用地費や進入道路等を繰入対象としており、この対象が妥当だと考え、本市も現状の繰入対象とし

た。但し、今後計画どおりの墓地貸出ができなくなった場合は、一般会計から繰出ししないといけないと考えている。

- 令和5年度から令和7年度まで臨時的経費が多く発生することが見込まれている中で、令和7年度から料金改定を予定していくとの話であったが、もう少し早いタイミングで料金改定の見直しを検討していく考えはないか。これから投資する部分が見通されているのであれば、今から料金改定も併せて検討していく選択肢もあると考える。

⇒ 西山霊園の貸出に係る永代使用料や毎年もらっている管理料に対して発生する費用を勘案しながら検討していく。

- 条例上で、5年未満の方に対して返還することができるとなっている中で、返還しない選択肢も可能だが、慣習的に5年以内の方に対しては返還金を支払ってきている。運用を変更するのであれば、明確にどこかで示すことと経過措置を設定した方がいいと考える。

⇒ 条例の中で附則の項を改正することによって、今後は還付の手続きは行わないことを明確にしようと考えている。但し、適用期日については周知期間として3か月か6か月の期間を設定しようと考えている。この期間に運用変更を市民や業者の方も含めて周知していく予定である。